

平塚市不育症治療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 不育症に悩む夫婦及び、事実婚関係にある者（以下「夫婦」という。）に対し、不育症治療費の一部を助成すること（以下「助成」という。）により、その経済的負担を軽減し、もって少子化対策の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不育症治療等 厚生労働省不育症研究班に属する医療機関（これと同等の能力を有する医療機関を含む。以下「医療機関」という。）が実施する不育症の治療及び当該治療に係る検査をいう
- (2) 治療期間 不育症の診断を受けた後、不育症治療等を開始した日から当該妊娠に関する出産（流産、死産等を含む。）に伴い治療が終了するまでの期間をいう。
- (3) 配偶者等 法律上の婚姻の相手方及び事実上婚姻関係と同様の状態にある相手方をいう

(対象者)

第3条 助成の対象者は、不育症治療等を受け、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 申請日に法律上の婚姻をしていること。あるいは、申請日に事実婚関係にある者であること。
- (2) 助成の対象者及びその配偶者等が、申請日の1年以上前から引き続き住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 助成の対象者及びその配偶者等が市税を滞納していないこと。

(助成の対象となる費用等)

第4条 助成の対象となる費用は、第2条に規定する医療機関において受けた不育症治療等に係る費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は助成の対象としない。

- (1) 医療保険各法の規定に基づく保険給付が適応される不育症治療等に係る費用
- (2) 入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等の費用

(3) 処方せんによらない医薬品等の費用

(4) 国及び他の地方公共団体の補助対象となり、補助を受けた不育症治療等に係る費用

(助成金額・範囲)

第5条 助成金の額は、前条の規定による1治療期間ごとの費用に対して、1治療期間及び1年度につき300,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 助成を受けることができる回数は、1年度当たり1回とし、通算5回を限度とする。

(申請書・添付書類)

第6条 助成の申請をしようとする者(以下、「申請者」という。)は、平塚市不育症治療費助成申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

(1) 平塚市不育症治療医療機関等証明書(第2号様式)

(2) 医療機関が発行する領収書及び診療報酬明細書の写し

(3) 次に掲げる申請者及び配偶者等に係る書類

ア 婚姻関係あるいは事実婚であることを証明できる書類

イ 住所が確認できる書類

ウ 市税等の納付状況が確認できる書類

2 前項の規定にかかわらず、前項第3号に掲げる書類のうち申請者の同意を得たうえで本市においてその内容が確認できるものについては、その書類の提出を要しないものとする。

3 第1項の申請は、1治療期間に係る不育症治療を終了した日から1年以内に行うものとする。

(補助対象からの排除)

第7条 市長は、平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第8条に規定する必要な措置として、申請者及び配偶者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当する場合は、補助金等の交付の対象としないものとする。

2 市長は、交付の決定を受けた者が前項に該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、補助金等の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(交付決定・支払)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査したうえで助成金の交付の可否を決定し、平塚市不育症治療費助成金（交付・不交付）決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により助成の決定を受けた者は、市長が指定する請求書により、その決定された助成金を請求するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付を決定したときは、前項の請求に基づき指定された金融機関の口座に振り込むものとする。

(助成金の返還)

第9条 申請者が偽りその他不正な行為により、助成金の交付を受け、又は受けようとしたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 助成の対象者が施行日前から引き続き不育症治療等を受けている場合についての第2条第2号の規定の適用については、同号中「不育症治療等を開始した日」とあるのは「施行日以後最初に不育症治療等を受診した日」とする。

(有効期限)

3 この要綱は、令和11年3月31日限り、この効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。